

大阪大学研究公正委員会等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大阪大学(以下「本学」という。)が社会から負託された学術・文化の発展と高度人材教育を通じて人類福祉に貢献するため、研究活動における不正行為の防止及び不正行為に起因する問題が生じた場合に適切かつ迅速に対処するための委員会の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「不正行為」とは、研究活動又はその成果の発表の過程における次の各号のいずれかに該当する行為(悪意のない誤り及び意見の相違によるものとみなされるものを除く。)をいい、その用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ねつ造 存在しないデータ又は結果を存在するものとして、これを記録し、又は発表する行為
- (2) 改ざん 研究資料、装置又は方法を意図的に操作し、又はデータ若しくは結果を変造し、若しくは除外して実際とは異なるものを記録し、若しくは発表する行為
- (3) 盗用 他人のアイデア、手法又は結果を、当該者の了解又は適切な表示なく流用する行為

2 この規程において「研究者等」とは、本学において研究活動に従事する教職員、学生その他本学の施設設備を利用するすべての者をいう。

3 この規程において「部局」とは、各学部、各研究科、附属図書館、各附属病院、各附置研究所、各学内共同教育研究施設及び各全国共同利用施設をいう。

(研究公正委員会の設置)

第3条 本学に、不正行為に対処するため、研究公正委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長は、総長が指名する副学長をもって充てる。
- 4 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 総長が指名する教員 5名
 - (2) 学外有識者 若干名
 - (3) 法律専門家 若干名
- 5 前項各号に規定する委員は、総長が委嘱する。
- 6 第4項各号に規定する委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 7 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(専門委員)

第4条 委員会には、専門分野に応じた調査及び審議の適正を確保するため、委員の職務を補佐する専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、委員長が委嘱する。
- 3 専門委員は、委員会の求めに応じ、委員会に出席することができる。
- 4 その他専門委員について必要な事項は、委員会において別に定める。

(守秘義務)

第5条 委員会の構成員その他この規程に基づき不正行為の調査等に携わった者は、その職務に関し知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

(不正行為の疑いの申立て)

第6条 不正行為の疑いが存在すると思料する研究者等は、申立書(別紙様式)により、第13条に基づいて設置される窓口に対し、調査を申し立てることができる。

(予備調査)

第7条 前条の規定による申立てがあった場合には、当該窓口の部局の長(本部事務機構にあっては、研究推進部長。以下同じ。)は、速やかにその内容を委員会の委員長に報告しなければならない。

2 委員会は、前項の報告があった場合は、調査を開始すべきか否かを検討し、その結果を前条の申立てをした者(以下「申立者」という。)に通知するとともに、調査の必要があると認めるときは、最も関連する部局の長に対し、事案について必要な調査(以下「予備調査」という。)及び適切な対応を指示することができる。前条の申立てがない場合であっても、相当と認めるときは、委員会は、最も関連する部局の長に対し、予備調査及び適切な対応を指示することができる。

3 委員会は、第1項の場合において、不正行為があったと推定される時期から5年以上経過し、かつ、調査を実施することが困難であると認めるときは、当該申立てを却下することができる。

4 部局の長は、予備調査を実施する場合には、原則として申立て受理の日から60日以内に当該調査を終了し、その結果を委員長に報告するものとする。

5 予備調査においては、調査対象の研究者等(以下「対象研究者」という。)に対し、書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。

6 委員会は、当該部局において予備調査を実施することが困難であると判断した場合には、当該部局と関連する部局の長に対し、予備調査の実施を依頼することができる。

7 この条に定めるもののほか、予備調査に関し必要な事項は、別に定める。

(本調査)

第8条 委員会は、予備調査の結果に基づき、事案について本調査を実施するか否かを決定する。

2 委員会は、前項の決定を行った場合には、その結果を関連する部局の長、申立者及び対象研究者に通知するものとする。

3 委員会は、本調査を実施する場合には、原則として調査開始の日から60日以内に当該調査を終了するものとする。

4 本調査においては、対象研究者に対し、書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。

5 委員会が第1項の規定により本調査を実施すべきことを決定した場合において、調査対象に係る研究に競争的資金が配分され、又は配分が予定されているときは、当該競争的資金の配分機関に対し、その旨を通知するものとする。

6 関係者は、委員会の本調査に対しては、誠実に協力しなければならない。

7 関係者は、委員会から資料の提出を求められた場合には、これに応じなければならない。

8 この条に定めるもののほか、本調査に関し必要な事項は、別に定める。

(審査及び裁定)

第9条 委員会は、本調査の結果に基づき、不正行為の有無について審査し、その裁定を行う。

2 委員会は、前項の裁定を行うに当たっては、申立者及び対象研究者に対し、当該研究につき調査した内容をまとめた報告書(以下「調査報告書」という。)を開示し、相当の期限を付して意見を求めるものとする。この場合において、期限内に意見の提出があったときは、最終の調査報告書には、その内容を付記しなければならない。

3 委員会は、第1項の裁定を行ったときは、直ちに、その内容を総長及び関連する部局の長に報告しなければならない。

4 委員会は、不正行為が存在しなかったことが確認された場合は、対象研究者の教育研究活動の正常化及び名誉回復のために、十分な措置をとらなければならない。

(裁定の通知及び公表)

第10条 総長は、前条第3項の規定による報告を受けたときは、第8条第5項に規定する競争的資金の配分機関に対し、裁定の概要を通知するとともに、当該競争的資金に関し必要な協議を行うものとする。

2 総長は、不正行為が確認された場合は、前項に規定する機関以外の研究資金提供機関、関連する論文掲載機関、関連する教育研究機関その他の関連機関に対し、裁定の概要を通知するとともに、その対応について必要な協議を行うものとする。

3 不正行為が確認された場合に係る当該調査結果の概要は、個人情報又は知的財産の保護その他合理的な理由のため不開示とする必要があると認めた場合を除き、原則として公表する。

(申立者及び調査協力者の保護)

第11条 本学は、不正行為に関する申立者及び調査に協力する者に対して、申立て又は情報提供を行ったことを理由として不利益な取扱いを受けないよう十分に配慮しなければならない。ただし、悪意に基づく虚偽の申立て等を行った者に対しては、必要な措置を講ずることができる。

(啓発活動)

第12条 委員会は、部局と協力し、不正行為の予防のため、研究者等への倫理教育を含む啓発活動を行うものとする。

(窓口の設置)

第13条 委員会は、不正行為に関する申立て及び情報提供並びにこの規程にかかわる相談、照会等に対応するための窓口を、本部事務機構及び部局に設置しなければならない。

2 本部事務機構における窓口の責任者は、研究推進部長とする。

3 部局における窓口の責任者は、部局において定めなければならない。

4 本部事務機構及び部局の窓口の責任者は、相互に連携協力を行うものとする。

(委員会の事務)

第14条 委員会に関する事務は、研究推進部研究推進課で行う。

(雑則)

第 15 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営その他研究活動の不正行為の防止等
に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 22 年 4 月 20 日から施行する。

別紙様式(第6条関係)

申 立 書

申立日：平成 年 月 日

大阪大学研究公正委員会委員長 殿

所 属：

職名等：

氏 名：

印

連絡先：

大阪大学研究公正委員会等に関する規程第6条の規定に基づき、下記の研究活動における不正行為について申立てを行います。

記

- 1 対象研究者の所属、職名等、氏名
所 属
職名等
氏 名
- 2 不正行為の種類：(ねつ造・改ざん・盗用の別)
- 3 不正行為の内容
- 4 不正行為の発生時期
年 月
- 5 不正行為の発生場所
- 6 証拠資料
- 7 対象研究資金について(わかる範囲で記入してください。)
助成機関名：
資 金 名 称：
課 題 名：
番 号：
- 8 その他参考となる事項(記述は任意とします。)